

令和6年2月6日

適格消費者団体の認定について
—26 団体目の適格消費者団体を認定しました—

令和6年2月6日、消費者契約法の規定に基づき、「特定非営利活動法人なら消費者ねっと」を適格消費者団体として新たに認定しました。今後、この適格消費者団体は消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律及び食品表示法の規定による差止請求権を行使することが可能となります。

<新たに認定した団体の概要>

団体名 特定非営利活動法人なら消費者ねっと
(法人番号 3150005008632)

理事長 北條 正崇

住 所 奈良県奈良市六条2丁目17番6—11号 コープふれあいセンター
六条2階

差止請求関係業務を行う事務所の所在地

奈良県奈良市六条2丁目17番6—11号 コープふれあいセンター
六条2階

申請日 令和5年10月13日

目 的 この法人は、消費者が安心して安全に暮らせる地域社会を築くために、消費者や消費者団体ならびに関係機関・専門家との連携を図り、消費生活に関する情報収集及び提供並びに消費者被害の防止及び救済を図る活動の他、消費生活に関する意見の表明並びに消費者教育等、不特定かつ多数の消費者の権利の擁護を図るための活動を行い、もって消費者の権利の確立に寄与することを目的とする。(定款第3条)

活動実績 無人コインパーキング運営事業者の自動料金支払機の返金に関する表示、インターネット通販事業者の定期購入広告に係る有利誤認表示、脱毛エステサロン事業者の無料体験広告に係る優良誤認表示・有利誤認表示、貸衣装事業者のキャンセル料に係る違約金条項 等

認定をした日 令和6年2月6日
(認定の有効期間は、令和12年2月5日まで)

以上

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者制度課
TEL : 03(3507)8800 (代表)